

越谷市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託企画提案に係る実施要領

1. 実施概要

越谷市生活困窮者等就労準備支援事業に係る業務委託を締結するにあたり、委託先の専門知識・実績・対応能力等を見極め、本業務に最適な業者を選考する。

2. 業務委託に関する事項

(1) 業務名

越谷市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託

(2) 履行場所

越谷市内全域及び支援により訪問する市外関係機関

(3) 業務内容

別紙「越谷市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託仕様書」参照

(4) 履行期間

令和4年(2022年)8月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

(5) 委託料限度額

16,500,000円(8か月の合計 消費税額及び地方消費税額を含む。)

本委託業務の契約締結に係る限度額であり、見積金額が限度額を超えた場合には審査自体を行わない。

3. 選考形式

企画提案書提出方式

提出された企画提案書に基づき、専門性、実績、企画力、実効性などを勘案し、その評価と見積金額により総合的な見地から判断して相手方を決定する。

4. 参加資格基準

この企画提案選考に参加しようとする者は、次のすべての要件に該当する者とす

る。

なお、参加資格を満たしていない場合は、参加申込受付の段階で失格となる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特にプロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (9) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強

制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。

(9) 消費税及び地方消費税、法人税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がない者であること。

(10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じていること。

5. 書類の配布

(1) 配布期間

令和4年(2022年)5月13日(金)から令和4年(2022年)5月24日(火)まで

(2) 配布場所

越谷市公式ホームページからダウンロード

※越谷市役所第三庁舎2階 生活福祉課窓口でも配布

6. 参加申込受付

(1) 提出期限 令和4年(2022年)5月24日(火) 17時00分まで

(2) 提出場所 福祉部 生活福祉課

(3) 提出方法 郵送(書留扱い・必着)又は持参

(4) 提出書類及び提出部数(②から⑥は法人の場合のみ)

①参加申込書(様式1): 1部

②履歴事項全部証明書(登記簿謄本) 写し: 1部

(提出日前3か月以内のもの)

③定款等(規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類) 写し: 1部

④役員名簿 写し: 1部

⑤法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) 写し: 1部

(提出日前3か月以内のもの)

⑥財務諸表（直近のもの） 写し：1部

⑦申請する事業所が越谷市内にある者については、「法人税、（給与）特別徴収義務者用市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書（写し可）、営業届出済証明書

7. 企画提案書受付

(1) 提出期限 令和4年(2022年)6月8日(水) 17時00分まで

(2) 提出場所 福祉部 生活福祉課

(3) 提出方法 郵送（書留扱い・必着）又は持参

(4) 提出書類及び提出部数

①企画提案書（様式3） 正：1部 写し：4部（企画提案書についてデータでの提出は不可とする）

※企画提案書については最大20頁の構成とする。（企画提案書の表紙については頁に含めないとする）

20頁を超える企画提案書を提出した場合は失格とする。なお、企画提案書で示されている各項目については20頁以内ですべて提案すること。また、補足資料については 選考対象としない。

※企画提案書の書式設定については次に掲げる設定とする。

ア 余白 上25ミリ・下24ミリ・左30ミリ・右25ミリ

イ フォントの設定 （日本語用）MS明朝

（英数字用）日本語用と同じフォント

（サイズ）11ポイント以上

②業務経歴書（任意様式） 正：1部 写し：4部

※会社概要及び取引実績等を記載したもの。

③従事予定者履歴書（任意様式、写真不要） 写し：5部

※内容については職歴および資格の記載があれば可能。

④見積書（様式4） 正：1部

⑤見積明細書 正：1部

※見積書作成に係る注意事項

ア 履行期間 令和4年(2022年)8月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

イ 委託料限度額 16,500,000円以下（消費税及び地方消費税含む）

ウ 見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 見積書及び見積明細書には、件名、金額、住所、法人名等及び代表者（代理人で競争入札参加資格を登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。

オ 見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないので注意すること。

カ 見積明細書の様式は問わない。

キ 見積書、見積明細書及び人件費に関する内訳書は件名及び法人名等を記載した封筒に入れ、封緘して提出すること。

8. 選考方法

越谷市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託プロポーザル審査選考委員会（以下「選考委員会」という。）により、提出書類の審査を行い、委託予定業者を選定する。選考委員会の委員が下記の評価表に基づき評価、採点を行い、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者（応募者）を委託予定業者とする。ただし、合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者の中で価格が最も低い参加者を委託予定業者とする。なお、価格について同価格であった場合は越谷市契約規則に基づいて委託予定業者を決定する。

参加者が1者の場合は、6頁の評価表にある評価項目のうち2から4の項目について、それぞれの配点の70%以上を得た場合かつ、評価項目1から4について、合計配点の70%以上を得た場合に委託予定業者とする。

【評価表】

評価項目	評価基準	配点(満点)
1 受託実績	・同種の業務契約(就労準備支援事業・就労支援・アウトリーチ活動)の実績数	10点
2 受託体制	・従事職員の配置・資格・経験 ・従事職員の欠員時対応 ・相談員の育成(確保)	18点
3 計画評価	・越谷市の現状及び課題について把握し、正しく理解しているか ・事業を行うにあたって具体的な支援計画が示されているか ・実績報告体制について	18点
4 実効性評価	・対象者に対する面接やアセスメントにおける着眼点、具体的な手法について ・生活困窮からの脱却に向けた相談支援や就労支援の具体的な手法について ・個人情報の取扱いについて ・その他独自の取組やアピールポイント等	24点
5 価格評価	・見積金額の評価	30点
合計得点		100点

<注意事項>

- ① 選考への参加に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- ② 提出期限までに必要書類が提出されない場合は、失格とする。

- ③ 提出された見積書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。また、提出書類は返却しないこととする。
- ④ 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合には、企画提案書を無効とし、失格とする。
- ⑤ 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」において、行政機関が取得した文書について、開示請求者から開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ⑥ 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力等を有する者であり、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。なお、休暇、繁忙期等における人員についてはこの限りではない。
- ⑦ 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選考委員会が認めた場合、失格とする。
- ⑧ 選考委員会において、1位として決定した者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは、契約関係は生じるものではない。
- ⑨ 辞退又は特別な理由により委託予定業者と契約締結ができない場合は、委託予定業者の選定時に順位付けをした順に契約交渉を行う。契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- ⑩ 選考結果は、別途通知することとする。
- ⑪ 選考結果についての問い合わせ及び異議申し立てには一切応じない。

9. 質疑方法

- (1) 第一回質問締め切り

質問内容 参加申し込み、参加資格の審査に関する質問

質問期間 令和4年(2022年)5月20日(金)17時00分まで

質問方法 電子メールに「質問書(様式2)」(越谷市公式ホームページに掲載)を添付して質問

回答方法 電子メールにて質問者に対して随時回答

令和4年(2022年)5月23日(月)全ての質問に対する回答を越谷市公式ホームページに掲載

(2) 第二回質問締め切り

質問内容 企画提案に関する質問

質問期間 令和4年(2022年)5月31日(火)17時00分まで

質問方法 電子メールに「質問書(様式2)」(越谷市公式ホームページに掲載)を添付して質問

回答日時 令和4年(2022年)6月3日(金)15時00分から

回答方法 電子メールにて参加者全員に対して回答

※質問者は参加申込みを提出した者に限る

10. 選定スケジュール

令和4年5月13日（金）	募集開始（ホームページ掲載）
令和4年5月20日（金）	第一回質問締め切り（質問者に随時回答）
令和4年5月23日（月）	第一回質問回答日（ホームページ掲載）
令和4年5月24日（火）	参加申込書提出期限
令和4年5月31日（火）	第二回質問締め切り
令和4年6月3日（金）	第二回質問回答日
令和4年6月8日（水）	企画提案書提出締め切り
令和4年6月16日（木）	選考委員会
令和4年6月21日（火）	選考結果通知発送

【問合せ】

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市福祉部生活福祉課

Eメールアドレス：seikatsufukushi@city.koshigaya.lg.jp 電話：048-963-9162